



2023年10月27日

各 位

会社名 株式会社トリプルアイズ
代表者名 代表取締役 山田 雄一郎
(コード番号：5026 東証グロース)
問い合わせ先 取締役 CFO 加藤 慶
(TEL. 03-3526-2201)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月29日開催予定の第15回定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行を決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2023年11月29日開催予定の第15回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、「監査等委員会設置会社」に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②上記の各変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年11月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年11月29日(予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (4) (条文省略)</p> <p>(5) 情報通信機器及びその他関連機器の企画、研究、開発、販売、賃貸、輸出入及び運用、保守</p> <p>(6) ~ (44) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>(45) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>情報通信機器、電気製品並びに事務用機器</u>及びその他関連機器の企画、研究、開発、販売、賃貸、輸出入及び運用、保守</p> <p>(6) ~ (44) (現行どおり)</p> <p><u>(45) 損害保険代理店業</u></p> <p><u>(46) 古物売買業</u></p> <p>(47) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章及び第3章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章及び第3章 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4 <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(報酬等)	(報酬等)
第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数)	(削除)
第27条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	
(選任方法)	(削除)
第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(任期)	(削除)
第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了</u>	
する事業年度のうち最終のものに関する定	
時株主総会の終結の時までとする。	
2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠と</u>	
して選任された監査役の任期は、退任し	
た監査役の任期の満了する時までとする。	

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p>
	<p>第30条 <u>当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p>
	<p>第31条 <u>当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>2023年11月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なおその効力を有する。</u></p> <p>2 <u>2023年11月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なおその効力を有する。</u></p>